

## 体育用具保守点検委託業務仕様書

体育用具保守点検業務に関する事項は、この仕様書に基づいて行うものとする。

### 1. 点検場所及び点検数

施設名	住 所	点検数
海津小学校	海津町高須町 3 3 7	1 3 アイテム
今尾小学校	平田町今尾 4 4 3 4	1 2 アイテム
海西小学校	平田町野寺 1 0 2 3	1 3 アイテム
石津小学校	南濃町吉田 3 1 9	1 0 アイテム
城山小学校	南濃町駒野 1 3 1 7-8	1 3 アイテム
下多度小学校	南濃町津屋 1 8 6 9	1 2 アイテム
日新中学校	海津町高須 5 3 1 - 1	1 4 アイテム
平田中学校	平田町蛇池 1 3 1 8	1 7 アイテム
城南中学校	南濃町羽沢 1 0 5 0	1 4 アイテム
総合教育センター	海津町古中島 2 0 4	8 アイテム

### 2. 委託期間

契約期間は契約締結日～令和 8 年 1 2 月 2 5 日とする。

### 3. 点検業務及び回数

定期点検：年 1 回

劣化診断-摩耗の状況や変形、ならびに経年劣化などについて確認をする。

規準診断-遊具の形状や安全領域などの安全基準項目について確認する。

日常点検：年 1 回

目視診断、触診診断、聴診診断などにより、体育用具の異常及び劣化などの有無を調べる。

### 4. 点検方法

(1) 保守点検業務は、体育用具が常に安全に使用できるように細部にわたり点検を行うこと。

(2) 保守点検業務は、「遊具の安全に関する基準 J P F A-S : 2 0 2

4」に示されている遊具等の定期点検仕様書、定期点検総括表、定期点検表に基づいて、(一社)日本公園施設業協会認定の専門技術者(公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士)が実施し、総合判定を行うこと。

(3) 現場の点検については、専門技術者が行い、点検結果のとりまとめ及び判定は、公園施設製品安全管理士が行うこと。

(4) 体育用具等の修繕及び工事の実施がある場合は事前にこれを把握し、施工後に点検を実施すること。

(5) 具体的な点検方法は、下記のとおりとする。

ア) 目視診断：体育用具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法。

イ) 触診診断：体育用具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法。

ウ) 聴音診断：体育用具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法。

エ) 打音診断：体育用具を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断しその劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する方法。

オ) 揺動診断：体育用具本体を揺り動かし、使用に対応できるかを診断する方法。

カ) 地際の掘削：支柱の地際を掘削し、腐食・腐朽を確認する方法。

キ) ノギスやメジャーによる測定。

## 6. 使用禁止処置

専門技術者は、点検作業中に緊急の使用中止、応急対応が想定される場合に備え、管理者と事前に対応・連絡の方法などについて、協議しておかなければならない。

## 7. 保険の加入

保険については、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設団体賠償責任保険」または、これに代わる保険に加入すること。保険の支払い最高限度額は、1事故につき、対人5億円、対物2千万円とする。

## 8. 業務の報告及び審査

受注者は、下記の書類を提出し発注者が行う業務の審査を受けるものとする。

- (1) 業務完了届
- (2) 定期点検業務報告書（(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 J P F A - S : 2 0 2 4」に記載する定期点検総括表、定期点検表の様式及び写真帳）2部
- (3) S P 表示認定企業認定書の写し
- (4) (一社)日本公園施設業協会の「公園施設団体賠償責任保険加入証」あるいは、これに代わる保険加入証

## 9. 支払い条件

委託料は、作業完了後（前期・後期、年2回）の請求により支払うものとする。

## 10. その他

- (1) 作業中の事故、その他緊急事態が発生したときは、現地において適切な措置を講じ速やかに発注者に報告すること。
- (2) 作業による体育用具等の破損及び事故による費用は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。